

大阪弁護士会ニュース 第4号

～東日本大震災・避難者の方々へ～

2011年8月大阪弁護士会発行

バックナンバーお送りします。大阪弁護士会までご連絡ください！！

○ お役に立つ情報をお知らせできればと思います。法律相談と構えていただき、どんなことでも結構ですので、悩んでおられること、分からないことや聞いてみたいことがありましたら、大阪弁護士会にお電話下さい。

無料電話相談（フリーダイヤル）（平日 月～金 13時～16時）

0120-062-545

面談による無料相談をご希望の方はご予約を（予約受付時間 午前9時15分～午後8時）

06-6364-1248

携帯サイトへの
アクセスはこちら >>



<http://www.osakaben.or.jp/p/soudan/>

今後は市町村のお近くでの法律相談の機会も予定していますので、是非ご利用下さい。

携帯用サイトリニューアル！！

大阪弁護士会携帯用サイトに、避難者の皆さんへの情報提供のためのページができました。ぜひ一度覗いてみてください！

《無料＊出前＊説明会＋相談会》伺います！

相談に行きたいけど、弁護士会はなかなか遠くて・・・
→人数は何人でも結構です。会場だけご準備頂ければ、弁護士等が伺って、無料で様々な説明会や相談会を行わせて頂きます。申込は電話やFAXでOKです。
詳しくは、同封のチラシをご覧ください。

《一斉相談 実施します！！》

まもなく震災から半年。大阪弁護士会では、一斉無料相談を実施いたします。相続・負債のことなど、何でもお気軽にご相談ください。

期間：9月12日（月）～17日（土）

場所・時間

大阪弁護士会館 : 13:00～16:00

ナンバ・堺・枚方の各法律相談センター

13:30～16:30

予約・問合せ：06-6364-1248

相談場所によって開催曜日等に違いがありますので、詳細はお電話にてご確認ください。

避難者支援 出張なんでも相談会を実施します！！

大阪市社会福祉協議会と大阪弁護士会では、「出張なんでも相談会」を実施します（もちろん無料）。是非ご参加ください。

日時：9月3日（土）午後1時30分～4時

場所：大阪市子育ていろいろ相談センター7階

大阪市北区天満橋6-4-20

（地下鉄谷町線・堺筋線・阪急「天神橋筋六丁目」駅3号出口から連絡）

内容：生活支援再建法・既存債務の整理・原発問題などの各種制度の説明と弁護士による各種個別のご相談

お問い合わせ：大阪市ボランティア情報センター

06-6765-4041（担当植村・修田）

現地の情報入手できていますか？

被災地の県・市区町村では、大変な被害を受けた中、県外に避難された皆さまにも現地の情報を伝えるべく、ホームページや携帯サイト・メールマガジンなどを活用して情報発信しています。是非これらを利用し、現地の情報を入手してください。各市町村の状況については、弁護士会ニュース第3号に詳しく記載しています。

大阪弁護士会では、東日本大震災の避難者の方々に対して、電話相談及び面談による相談（いずれも無料）を実施しております。「こんなことを質問しても良いのかな?」、「聞いてみたいことがあるけど、上手く話せる自信がない・・・」、「たぶん結論はこうだろうから、聞いても意味がないだろうな」、こんな理由で相談を思い止まっている方はおられませんか？

もし悩んでおられること、分からないことや聞いてみたいことがありましたら、どんなことでも結構ですので、大阪弁護士会までお電話ください。なお、これまでに次のような質問が多く寄せられていますので、紹介します。ただ、同じような質問であっても、具体的な状況によって結論が異なることがありますし、また、新たな政策の実施や法律の制定により結論が変わることもありますので、「同じだから」と決めつけずにご遠慮なくお尋ねください。

特集1 よくあるご質問

①住宅ローンに関する質問

例えば、「職を失い、住んでいた自宅の住宅ローンが支払うことができなくなったが、どうすれば良いか」といった質問。

住宅ローンやその他の負債の支払が困難な場合について、震災という特別な事情に鑑みて、私的整理ガイドラインができました。この制度の利用により、自己破産や個人再生の手続きを回避することが可能となりました。詳しくは、裏面の特集3をご覧ください。

②生活保護に関する質問

例えば、「現地で生活保護を受けていたが、避難先で義援金を受け取ったところ、収入とみなされて生活保護打ち切られるか」といった質問。

義援金や原発仮払い・生活再建支援金などの支給により、生活保護を打ち切るという運用を行っている市町村もあるようですが、これらの趣旨からすると、収入認定すべきではありません。万一、不当な打ち切りを受けた場合には、大阪弁護士会にご相談ください。

③避難先への入居期間が限定されていることに関する質問

例えば、「避難先の入居期間が来年3月末までとなっているが、延長してもらえないのか」といった質問。

避難先の入居期間は法律等で明確に定められているものではなく、個々の避難先の貸主（公営住宅の場合は市町村）の判断によります。ただ、今回の震災が甚大なものであるという事情に鑑みて、延長される可能性もあろうかと思われます。阪神大震災の際にも、何度も延長が認められた前提がありますので、ご安心ください。

④借家に関する質問

例えば、「借りていたアパートが地震で損壊し住むことができなくなったが、家賃は支払わないといけないうか」といった質問。

住むことができない状態であれば、家賃を支払う必要はありません。

⑤【原発関係】避難区域外からの「自主避難」に関する質問。

例えば、「避難区域でない地域から自主的に避難してきたが、賠償・補償はしてもらえないのでしょうか」といった質問です。

「自主避難」については現時点の指針（詳しいことは、裏面をご覧ください）では、今後の課題となっており触れられていませんが、今後対象となる可能性があります。まずは、「福島県原子力災害被災者・記録ノート」を用いるなどして、どのような損害や費用が発生したのか記録しましょう。

⑥【原発関係】避難や（一時）帰宅のための交通費に関する質問。

例えば、「避難してきたときの交通費は補償してもらえるのか」「（一時）帰宅したいが、その際の交通費は補償してもらえるのか」といった質問。

⑤の質問と関連しますが、避難区域からの避難や（一時）帰宅については原則補償の対象となります。なお、必ずしも領収書がないと認められないわけではなく、その場合は「記録ノート」等に記録しておくことが望ましいと考えます。一方、自主避難については⑤と同様です。

特集2 原発中間指針

具体的な請求の方法については、政府による仮払いやADRの整備など準備が進んでいます。これらについては、次号以降で詳しくご説明していきます。

平成23年8月5日、原発事故の賠償範囲に関する中間指針が発表されました

この指針は、東電から原発被害に遭われた方に対して、迅速かつ公平な賠償が実施されるよう、「原子力損害賠償紛争審査会」（政府が文部科学省に設置した機関）が発表したものです。

これはあくまで「目安」にすぎず、請求できる賠償の内容・項目や金額は、これに拘束・限定されるものではありません。

また、この中間指針は、政府の指示により避難された方に対する基準であって、自主的に避難された方に対する賠償については触れられていませんが、賠償を受けられない、という意味ではなく、自主避難された方の賠償の基準については、今後の宿題となりました。

その内容の主なものは右の表のとおりですが、皆さんの具体的な損害が、どの項目に含まれるかなどわかりにくいかもしれません。今後の請求については、弁護士会の説明会や相談会・

無料相談を是非ご利用ください。

【避難自体による損害】

- ★ 検査費用（人）
- ★ 避難費用 → 避難の際の交通費や宿泊費等
- ★ 一時立入費用
→ 「一時立入り」の際の交通費や除染費用等
- ★ 帰宅費用
- ★ 生命・身体的損害
- ★ 精神的損害（目安として）
→ *事故発生～6か月間
避難所等で避難の場合 1人月額12万円
それ以外で避難の場合 1人月額10万円
*7か月目～ 1人月額5万円等
- ★ 営業損害 …逸失利益等
- ★ 仕事ができなかったことに伴う損害
→ 給与等が減った分等
- ★ 検査費用（物）
- ★ 不動産や車などの財物価値の喪失又は減少等

【政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害】

- ★ 営業損害
→ 出荷、販売困難による減収分等
- ★ 就労不能等に伴う損害
- ★ 出荷制限指示等の対象品目の自主的な作付断による損害
- ★ 出荷制限指示等の解除後の損害
- ★ 検査費用（物）

【風評被害】

- ★ 農林漁業・食品産業の「風評被害」
- ★ 観光業の「風評被害」
- ★ 製造業、サービス業等の風評被害
- ★ 輸出に係る風評被害

「被災者記録ノート 事業者用」もできました！！

中間指針が出たとはいえ、今後の賠償問題に備え、都度記録をつけていくことが重要です。大阪弁護士会では、事業者の方に向けた事業者版も用意しました。通常版・事業者用、どちらも無料で送りますので、大阪弁護士会までご連絡ください。

ご存じですか？【妊婦さんへの義援金・5万円】

JOICEFという、妊産婦さんと女性を守る活動をしている機関が、妊婦さんへの義援金として、一人あたり5万円の支給を始めました。

【支給要件】

- ①地震発生時に岩手宮城福島の3県に住民票があり、自宅が全壊・半壊したか、福島第一原発から20キロ圏内に居住していたこと
- ③平成23年3月1日～12月31日に出産したこと。

【問い合わせ先】

電話番号 03-3268-3172（担当石井さん鈴木さん）

メール : kesho@ioicfa.or.jp

ちょっと一息。。。 No.1

必ずしも、望んで来たわけではない大阪…でも、せっかく来たのですから、少しくらい大阪を楽しんでみませんか？ 大阪府内で、お金をかけずに楽しめるスポットをご紹介します。記念すべき第1号は…やはり、大阪といえはまず大阪城でしょう。今年復興80周年を迎える大阪城は、天守閣（600円）や一部庭園に入るのは有料ですが周りの公園を散策するのは無料です。桜や梅園などもあり、散歩やジョギングに最適です。また、8月27・28日は、一帯をろうそくでともす「城灯りの景」など、様々なイベントが催されます。一度訪れてみてはいかがでしょうか？

【アクセス】

- 地下鉄 谷町線・中央線 谷町四丁目駅
- 中央線・長堀鶴見緑地線 森ノ宮駅
- JR 環状線 森ノ宮駅・大阪城公園駅
- 東西線 大阪城北詰駅



忘れないで。心のケア。

地震発生から半年が近づいた今、心身ともに疲れが出ているのではないのでしょうか？もし、辛い思いを誰にも話せずにいたなら、一人で抱えず、誰かに相談してください。

こころの相談ダイヤル

0120-760-222

受付曜日時間

毎週月曜午後2時～午後8時

特集3 私的整理ガイドライン

既存の債務を解消するための「ガイドライン」が発表されました

【どんな制度？】

★震災で自宅や勤務先、事業用資産などを失った方が円滑に債務を整理することができるようにするための「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」が策定され、このほど公表されました。

【誰が利用できるの？】

★この「ガイドライン」に沿った債務整理を行うことができるのは、

- ① 東日本大震災により、住居や勤務先などの生活基盤や、事業所・事業設備などに影響を受けた方で、
- ② その結果、住宅ローン、事業性ローンなどの債務を支払えなくなった方（近い将来支払えなくなることも確実な人も含みます）です。

【債務はどうなるの？】

★この制度を利用すると

- ★ 定期的な収入がある人は・・・
→ その支払能力に応じた分割弁済をすることで、債権者に対し、支払いの先延ばしや債務の減免を要請することができます。
- ★ 定期的な収入がない人や事業の再建を断念した人は・・・
→ 一定額を超えた部分の資産を処分し、そのお金を債権者に配分することで、債権者に対し、残りの債務の免除を要請することができます。
- ★ 事業を継続したい人は？
→ 5年以内に黒字転換する計画を示したうえで、原則として5年以内の分割返済をすることで、債権者に対し、支払いの先延ばしや債務の減免を要請することができます。

【どんなメリットがあるの？】

★この制度を使うメリットは、

- ①債務の免除や減額を求めることができること
 - ②自己破産や個人再生の手続きをしなくてもよいこと
 - ③信用情報機関に情報を登録されないこと
 - ④追加融資を受けられる可能性もあること
- などがあります。

【どうやって手続きをすればよいの？】

この手続きについては、「個人版私的整理ガイドライン運営委員会」が具体的な手順等を定めることになっています。この制度は平成23年8月22日から開始されることになっていますが、手続きの詳細はまだ決まっていません。この制度の利用を検討したい方・もっと詳しいことを聞きたい方は、まず大阪弁護士会にご連絡ください。

内部被ばくが心配・・・

平成23年8月9日、広島県が、避難者全員への内部被ばく検査を、県の費用で実施することを決めました。

大阪府下に避難されてきたみなさまに対しても、同様の対応を是非とも実施して頂きたいですね。



そろそろ、相続手続のご準備を・・・

法律によって一律に延長された相続放棄の期限：平成23年11月30日が近づいてきました（詳しいことは、ニュース3号をご覧ください）。

亡くなられた方の財産や負債の状況の確認、必要な書類の準備など、そろそろご準備が必要です。

そこで！！

次号予告

次号では、相続手続を特集・原発賠償の請求の具体的な方法などを特集します。